

# 「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 蛭田昭史

第3回

## 税務調査ってどんなもの？

その2

### 税務調査のメリット

前回(2019年9月5号掲載)に引き続き、税務調査について記載します。前回は税務調査のデメリットを記載しましたが、メリットもありま

が発覚することがあります。一つ目の具体例として、食材を発注している料理長が仕入れ業者と示し合わせて、故意に高い金額で仕入れ、裏でバックマージンを貰っていたというケース。調査官は仕入単価の相場を知っています。仕入れ単価が高すぎてオカシイと思ひ、仕入れ業者に対して反面調査を行い、仕入れ業者のお金の動きから仕入

れ担当の料理長の不正が発覚したというケースです(この場合、両者とも罰せられます)。このケースの不正防止対策としては、メインの仕入れ業者からの納入価額について一人に任せず、複数の担当者が必要で、仕入れ額(注文書)にて受注する体制とし、キッチンと付け合わせをして保管することで、さらに現金小売業の場合には売り上げた商品明

細を都度作成し、定期的な在庫と照らし合わせることで不正を防ぐことができません(もちろん一人に任せない牽制体制が必要です)。税務調査対策として、現金の動きを一方通行にすべきなのです。つまり、売上代金を預かるレジ(または金庫)は、売上代金はそのままの金額を都度、口座に預け入れます(キャッシュインバンクといえます)。反対に現金での入金(買入物)はレジからの現金ではなく、別に小口現金の金庫(または財布)を設け、そこから出金する(現金売上げ)と入金(現金での買入物)を一方通行にし、売上代金はキャッシュインバンクを行い、現金売上げについて

では売り上げ内容のチェック表を作成することで現金売上げの明細性は明らかになると同時に不正も防ぐことができます。税務調査のメリットその2「税理士を交えるキッカケになる」

メリットと言えないかもしれませんが、税務調査の時点で税理士が、会社側の主張を援護してくれない(つまり、税務署と戦って欲しくない)。税理士の処理の間違ひが多い事が発覚した。税務署とのやり取りで税理士の知識不足が発覚した。という残念な事象ですが、顧問税理士がキッチンと処理をしてくれず、税理士を変えろキッカケとなった(？)というよろしく

3に入ります。しかし社長さんにとっては、より良い税理士さんに変更できるの、会社の未来を考えると良かったのかもかもしれません。税務調査のメリットその3「税理士のありがたみを実感する」

税務調査を受けて、何も問題がなくスムーズに税務調査が終了し安心すると共に、顧問税理士がキッチンと税務処理をしてくれた事を実感できる時です。いまの税理士さんで良かったのです。さらに、「税務調査の省略を旨とする書面添付」を行ってれば、税務調査に費やす時間や労力も少なく、ありがたいです。ちなみに、書面添付制度を活用して税務申告を行っている場合の税務調

が、現金を扱う企業の売上代金を従業員が横領するケース。税務調査官は現金売上の現金売上高を信用していません。現金での売り上げはごまかすことが可能だからです。このケースの不正防止対策としては、POSシステムを導入するのが最良です。しかし、コスト面を考えた場合の対策が必要で、ナンバリング

「税理士を交えるキッカケになる」

「税理士が「意見聴取」を受け、税務署の質問に税理士が答える

「税理士が納得したら、税務調査は省略(しかし、②の意見聴取で税務署が納得しない場合は税務調査に移行)

この流れで税務調査が省略となれば、社長さんは何もすることなく調査は終了となります(詳しくは8月5日号を参照ください)。

蛭田昭史税理士事務所  
品川区西五反田7-22の17 T O  
ビル1F、03・3490・3977、  
詳しくはホームページ  
http://www.itsuta-kakei.com/